

平成 30 年度

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会 次 第

日時：平成 31 年 2 月 1 日（金）

午後 2 時から

場所：新潟市役所本館 3 階 対策室

1 開 会

2 市民生活部長あいさつ

3 議 事

(1) 平成 30 年の新潟市犯罪発生状況

(2) 第 4 次推進計画における数値目標の達成状況

(3) 第 4 次推進計画の取り組み状況と重点取り組み事例

(4) 第 5 次推進計画（案）について

4 その他

5 閉 会

< 配布資料 >

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿  
座席表

新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

資料 1 新潟市犯罪発生状況（平成 30 年中、暫定値）

資料 2 第 4 次推進計画における数値目標の達成状況

資料 3 第 4 次推進計画取組状況

資料 4 - 1 第 5 次推進計画（案）

資料 4 - 2 パブリックコメント結果

## 新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会名簿

No.	犯罪のない安心・安全なまちづくり 推進協議会規則規定条項		氏 名	肩 書	就任年度	就任期間(委嘱期間の合計)
1	第1号委員	学識経験のある者	さいき えつお 斉 木 悦 男	弁護士	H25年度	平成25年4月1日～平成31年3月31日
2	第2号委員	住民の意見を代表する者	わかつき のりこ 若 月 則 子	北区自治協議会委員	H27年度	平成27年4月1日～平成31年3月31日
3	第2号委員	住民の意見を代表する者	わたなべ じゅんこ 渡 辺 順 子	東区自治協議会委員	H27年度	平成27年4月1日～平成31年3月31日
4	第2号委員	住民の意見を代表する者	ごとう ちえ 後 藤 知 恵	中央区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日
5	第2号委員	住民の意見を代表する者	ひき ゆうこ 比 企 裕 子	江南区自治協議会委員	H25年度	平成25年4月1日～平成31年3月31日
6	第2号委員	住民の意見を代表する者	わたなべ りつこ 渡 辺 律 子	秋葉区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日
7	第2号委員	住民の意見を代表する者	たなか ようこ 田 中 容 子	南区自治協議会委員	H28年度	平成28年9月9日～平成31年3月31日
8	第2号委員	住民の意見を代表する者	てらせ ちえ 寺 瀬 千 恵	西区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日
9	第2号委員	住民の意見を代表する者	ながい まさお 長 井 正 雄	西蒲区自治協議会委員	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日
10	第3号委員	関係団体の意見を代表する者	おおたか ともし 大 高 知 史	新潟商工会議所 理事・事務 局長	H26年度	平成26年4月1日～平成31年3月31日
11	第4号委員	防犯活動団体を代表する者	たかはし よしひろ 高 橋 淑 浩	新潟駅前地区セーフティ ゾーン 活動委員会 会長	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日
12	第5号委員	その他市長が必要と認める者	うちき まさひろ 内 木 正 宏	新潟市小学校長会 生徒指導 部長 東青山小学校長	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日
13	第5号委員	その他市長が必要と認める者	さきょう ひであき 左 京 秀 明	新潟県警察本部 生活安全部 生活安全企画課 安全安心推 進室長	H30年度	平成30年4月1日～平成31年3月31日
14	第5号委員	その他市長が必要と認める者	こばやし あきら 小 林 章	公募委員	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日
15	第5号委員	その他市長が必要と認める者	ひろかわ まさと 廣 川 正 人	公募委員	H29年度	平成29年4月1日～平成31年3月31日

入口

齊木委員



若月委員



渡辺(順)委員



後藤委員



比企委員



渡辺(律)委員



田中委員



寺瀬委員



長井委員



大高委員



内木委員



小林委員



廣川委員

傍聴席

事務局



室長



課長



部長



副参事

庁内関係課職員



市民生活課



市民生活課



北区



東区



中央区



江南区

庁内関係課職員



秋葉区



西区



西蒲区



市民協働課



消費生活  
センター



学校支援課

○新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会規則

平成19年3月30日

規則第93号

改正 平成21年3月24日規則第6号

平成25年3月25日規則第50号

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟市附属機関設置条例(昭和35年新潟市条例第39号)により設置された新潟市犯罪のない安心・安全なまちづくり推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 住民の意見を代表する者
- (3) 関係団体の意見を代表する者
- (4) 防犯活動団体を代表する者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、及び会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、協議会の会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、市民生活部市民生活課において処理する。

(平21規則6・平25規則50・一部改正)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成21年規則第6号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成25年規則第50号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。